**平成２７年（フ）第２１８号**
三重県四日市市日永２丁目１番31号　グリーンパーク一栄104
債務者　樋口　正人
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第２１９号**
三重県四日市市泊町３番31号
債務者　茂村智幸こと　孫　　智幸
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第２２０号**
三重県三重郡川越町大字高松409番地５
債務者　伊藤真奈美
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第２２４号**
三重県四日市市前田町14番20号　菜の花苑、住民票上の住所三重県松阪市小野江町569番地２　パークテラス304
債務者　伊勢　佳子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第４５号**
滋賀県長浜市小堀町66番地　サンコーポラス小堀１－105号室
債務者　茂森麻衣子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２７年（フ）第７０５号**
京都府京田辺市大住関屋36番地60
債務者　山本亜樹子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第７２７号**
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６街区１棟412号、前住所京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字溝尻12番地の１
債務者　奥田　益男
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第７４２号**
京都府八幡市男山香呂６番地－Ａ34－305、前住所千葉市花見川区武石町２丁目647番地
債務者　石井　晶子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第７７１号**
京都市中京区壬生坊城町66番地３　シェモア30　５Ｃ号
債務者　吉薗　正和
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第７９８号**
京都市東山区三条通神宮道東入２丁目中之町191番地
債務者　小川　雅弘
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第８４８号**
京都府宇治市広野町大開９番地の14
債務者　中地　貴彦
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第４１９号**
兵庫県西宮市高須町１丁目２番24―905号
債務者　井澤　優子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第４６８号**
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目57番地　ワコーレ武庫川503号、前住所兵庫県尼崎市道意町４丁目39番地の５
債務者　千代田裕美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第５０６号**
兵庫県芦屋市高浜町８番３－1443号
債務者　若場三恵子（旧姓磯中）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第５３８号**
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目11番11－812号
債務者　澤田奈緒美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１０５号**
鳥取県境港市外江町2521番地１
債務者　田中　重文
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２７年（フ）第２０６号**
愛媛県松山市鷹子町188番地４
債務者　岩佐　整樹
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
松山地方裁判所民事部